

「兵庫県医療費適正化計画」の 進捗状況等について

- 医療費適正化計画の概要（国資料）・・・ 2
- 第3期兵庫県医療費適正化計画
2021年度進捗状況〈概要〉…………… 4
- 次期計画改定に向けた動き（国資料）・・・ 9

福祉部国保医療課

総ページ数10

1

令和3年7月29日 第144回社会保障審議会医療保険部会 資料2（抜粋）

医療費適正化計画の概要

根拠法：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

計画期間：6年1期（第1、2期は5年。第1期／平成20～24年度、第2期／平成25～29年度、第3期／平成30～令和5年度（2023年度））

実施主体：都道府県

※ 国が策定する「医療費適正化基本方針」で示す取組目標・医療費の推計方法に即して、都道府県が「医療費適正化計画」を作成。国は都道府県の計画を積み上げて「全国医療費適正化計画」を作成。

趣 旨：制度の持続可能な運営を確保するため、都道府県が、計画に定めた目標の達成に向けて、保険者・医療関係者等の協力を得ながら、住民の健康保持や医療の効率的な提供の推進に向けた取組を進めるもの。

※ 医療費の増加は、高齢化や技術の高度化、一時的な感染症の蔓延など様々な要素があることから、都道府県の現場で医療費適正化の枠組みを機能させるためには、目標の設定と取組による効果の因果関係について、科学的なエビデンスを含めた合理的な説明が可能なものであって、住民や保険者・医療関係者等の協力を得て、目標の実現に向けた取組の実施と評価が可能なものを位置づける枠組み。

第1期（平成20～24年度）、第2期（平成25～29年度）

- ・ 平成18年の医療保険制度改革で医療費適正化計画の枠組みを創設（平成18年6月健康保険法等改正法 公布）。

【計画の考え方】

- ・ **入院医療費**：平均在院日数の縮減
- ・ **外来医療費**：特定健診・保健指導の推進

第3期（平成30～令和5年度（2023年度））～

- ・ 平成26年の医療法改正で将来の医療需要に着目して医療機能の分化・連携を図る「地域医療構想」の枠組みを創設。
- ・ これを受けて平成27年に高齢者医療確保法を改正。入院医療費について地域医療構想の成果を医療費適正化計画に反映する枠組みへと見直し。

【計画の考え方】

- ・ **入院医療費**：各都道府県の医療計画（地域医療構想）に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映
- ・ **外来医療費**：特定健診・保健指導の推進のほか、糖尿病の重症化予防、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用など

◎高齢者の医療の確保に関する法律 第9条

第九条 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、六年ごとに、六年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県医療費適正化計画においては、当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果並びに住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（略）に関する事項を定めるものとする。

3 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
- 二 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
- 三 前二号の目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項
- 四 第一号及び第二号の目標を達成するための保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- 五 当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
- 六 計画の達成状況の評価に関する事項（4～10項（略））

2

2

第1期～第3期医療費適正化計画の目標(国が告示で示しているもの)

	第1期(H20～24)	第2期(H25～H29)	第3期(H30～R5)
住民の健康の保持の推進に関し、達成すべき目標に関する事項(第8条第4項第1号、第9条第3項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査の実施率 特定保健指導の実施率 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査の実施率 特定保健指導の実施率 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 たばこ対策 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査の実施率 特定保健指導の実施率 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 たばこ対策 予防接種 生活習慣病等の重症化予防の推進 その他予防・健康づくりの推進
医療の効率的な提供の推進に関し、達成すべき目標に関する事項(第8条第4項第2号、第9条第3項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 療養病床の病床数 ※第1期期間中に行わないこととした 平均在院日数 	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮 後発医薬品の使用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用割合 医薬品の適正使用

4

3

第3期兵庫県医療費適正化計画(2018～2023年度)
2021年度進捗状況<概要>

計画内容や過去の進捗状況等の詳細は、県ホームページ「兵庫県医療費適正化計画について」に掲載しています。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf07/hw06_000000023.html

1 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の増進に関する目標

取組	2017実績	2021実績	2023目標	2021年度の取組・課題等	次年度以降の改善
① 特定健康診査の実施率	49.6%	49.7% [2020実績] ※2021の実績は2023に国で公表	70%	<ul style="list-style-type: none"> 受診率が低調な市町に対するアドバイザー派遣の実施。 目に入りやすく親しみやすいデザインの特定健診受診促進のポスターを制作。 商工会等と保険者の連携による受診勧奨支援を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の効果的な事業展開のための効果検証について検討。 新型コロナウイルスによる受診控えや新しい生活様式による生活習慣の変化に気付きを促す広報について検討。
② 特定保健指導の実施率	16.8%	20.1% [2020実績] ※同上	45%	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診・特定保健指導従事者研修会等による人材育成を実施。 ICTを活用した保健指導など好事例を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの健診等への影響について各団体の現状・課題を共有し、必要な対応策を検討。
③ 特定保健指導対象者の減少率	12.9% [2008年度比]	8.7% [2020実績] ※同上	25%以上 [2008年度比]	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりチャレンジ企業の登録を促進し、企業・団体による従業員・職員等の健康づくりの取組を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> NDB・KDBの活用を通じ、市町における保健施策の策定やポピュレーションアプローチを支援。

4

第3期兵庫県医療費適正化計画（2018～2023年度） 2021年度進捗状況〈概要〉

取組	2017実績	2021実績	2023目標	2021年度の取組・課題等	次年度以降の改善等
④ たばこ対策 (喫煙率)	14.2%	12.4%	10.0%	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学生に向けた喫煙防止教育の実施、若年世代向け喫煙防止動画の発信、喫煙の影響に関するリーフレットを大学生等に配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ●非喫煙者が受動喫煙に遭う機会を減らすため、引き続き、飲食店等の喫煙環境表示の徹底や、妊婦やその周囲に対して、喫煙・受動喫煙による健康影響の啓発を実施。
⑤ 予防接種	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種による事故防止対策の指導を実施。 ●小児がん治療での骨髄移植等により、定期接種により獲得した免疫が消失・低下した20歳未満の者に対し、再接種費用を県と市町で助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、免疫再獲得のための再接種費用を県と市町で助成。
⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進	25市町	41市町	41市町	<ul style="list-style-type: none"> ●全市町を対象とした専門職研修会や、各健康福祉事務所による圏域の課題・ニーズに応じた研修会の実施。 ●糖尿病性腎症重症化予防の認知度向上のため啓発動画を作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民への普及啓発の充実。 ●医療関係者の理解促進や保険者とかかりつけ医等との連携強化に向けた研修等の実施。

5

第3期兵庫県医療費適正化計画（2018～2023年度） 2021年度進捗状況〈概要〉

取組	2021年度の取組・課題等	次年度以降の改善
⑦-1 がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ●協定企業と連携し検診受診促進・受診勧奨を実施。 ●検診受診率向上及び精度管理の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険県繰入金を活用した市町への財政支援（がん検診事業）を継続し、受診率向上のための取組を促進。
⑦-2 認知症予防・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診・後期高齢者健診等で認知チェックシートを活用した認知症予防健診を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●働き盛り世代からの認知症への正しい理解の普及、軽度認知障害（MCI）の方への支援等、予防から早期発見・対応等の取組を一体的に推進。
⑦-3 こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●県精神保健福祉センター、ひょうご・こうべ依存症対策センター、ひきこもり総合支援センター等による支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し早期発見・早期対応を図るとともに、技術指導や知識の普及等を行い、県内精神保健福祉の増進を図る。
⑦-4 運動習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり機器の購入助成等、健康リスクが高まる働き盛り世代に対する運動習慣の定着に向けた環境整備を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診NDBを活用し、市区町別にメタボリックシンドロームと運動習慣等の見える化を行い、地域特性に応じた取組を推進。
⑦-5 歯及び口腔の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●県口腔保健支援センターを中心に、市町関係者や関係団体と連携し、生涯にわたる切れ目のない歯科口腔保健事業を総合的に推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児期・学齢期では、養育状態に関わらない乳幼児期からの早期の歯科口腔保健の推進や、高齢期ではオーラルフレイル対応歯科診療所の機能強化・連携促進。

6

第3期兵庫県医療費適正化計画（2018～2023年度） 2021年度進捗状況＜概要＞

1 目標に関する評価

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

取組	2017実績	2021実績	2023目標	2021年度の取組・課題等	次年度以降の改善
① 後発医薬品の使用促進	後発医薬品使用割合			<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体等による協議体で、進捗状況の把握、推進策の検討、連携を実施。 ●厚生労働省の計画に基づき、ジェネリック医薬品の品質試験を実施。 	●引き続き、数値目標の達成に向け取り組むほか、品質試験を着実に実施。
	70.4%	79.1% 【2020実績】 ※2021の実績は2023に国で公表	80%以上		
	差額通知実施保険者割合			●後発医薬品利用差額通知が未実施の保険者に対し、他保険者の取組状況の情報提供・助言を実施。	●引き続き、他保険者の取組事例の情報提供等、実施に向けた支援を実施。
	85.8%	92.5%	県内全保険者		
② 医薬品の適正使用の推進（重複投薬に係る指導取組）	16市町	40市町	41市町	●各市町における重複投薬にかかる指導の実施方法等を取りまとめ、情報提供等を実施。	●先進的に訪問服薬指導に取り組む市町の事例を収集し、横展開を図る。

7

第3期兵庫県医療費適正化計画（2018～2023年度） 2021年度進捗状況＜概要＞

取組	2021年度の取組・課題等	次年度以降の改善
③-1 病床の機能分化・連携	●病床機能転換推進補助事業により不足する病床機能（回復期等）への転換を推進。	●各圏域における機能別病床数の将来必要量の確保に向けた支援を行うとともに、医療機関の再編統合等を支援。
③-2 地域包括ケアシステムの深化・推進	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する助成等を実施。	●病院や老健施設等向けの研修等における介護サービスの啓発や、専門家派遣により事業所開設を支援。
③-3 在宅医療・介護サービスの提供体制の確保及び連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護連携に係る市町担当者を対象とした研修の実施。 ●県民向けフォーラムの実施や、医療・介護の専門職を対象とした研修を実施する関係団体の取組を支援。 	●県医師会と連携し、ICTを活用した在宅医療と介護の連携や、市町職員研修等による広域的な支援を推進。

2 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

2021年度の取組・課題等	次年度以降の改善
●県内医療保険者及び県医師会等の医療関係団体を構成員とする県保険者協議会において、医療保険加入者の健康の保持・増進と、医療費の適正化について、共同で各種事業を実施。	●①特定健診・特定保健指導の実施率向上、②後発医薬品の使用促進、③糖尿病等の重症化予防、といった医療保険者共通のテーマに対し、協議会構成員が一層連携し、事業を企画・実施。

8

次期計画に向けたスケジュール

	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度	R6(2024)年度
医療費適正化計画(国)		医療保険部会 次期医療費適正化計画検討 特定健診・特定保健指導見直し検討会	とりまとめ	全国医療費適正化計画提示(3月頃)
医療費適正化計画(都道府県)			都道府県における医療費適正化計画策定作業	4期計画(2024~29)
健康増進計画	評価委員会 健康日本21(第二次)最終評価	検討会 次期プラン検討	次期プラン公表 都道府県における健康増進計画策定作業	次期国民健康づくり運動プラン(2024~)
医療計画		検討会・WG 次期医療計画検討	基本方針 都道府県における医療計画策定作業	8次医療計画(2024~29)
介護保険事業(支援)計画		介護保険部会 次期基本指針検討	基本指針 市町村・都道府県における計画策定作業	9期計画(2024~26)

9

経済財政運営と改革の基本方針2022 (2022.6.7閣議決定)

医療費適正化計画の在り方の見直しや都道府県のガバナンスの強化など関連する医療保険制度等の改革とあわせて、これまでの骨太方針2021 等に沿って着実に進める。

令和4年11月17日 第158回社会保障審議会医療保険部会 資料3 (抜粋)

経済財政運営と改革の基本方針2021 (2021.6.18 閣議決定) (医療費適正化関係)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

○数字：事務局にて追記

2. 社会保障改革

(2) 団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

- 効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のP D C Aサイクルの強化や医療費適正化計画の在り方の見直しを行う。
- 具体的には、前者について、地域医療構想調整会議における協議を促進するため、関係行政機関に資料・データ提供等の協力を求めるなど環境整備を行うとともに、都道府県における提供体制整備の達成状況の公表や未達成の場合の都道府県の責務の明確化を行う。
- また、後者について、都道府県が策定する都道府県医療費適正化計画（以下「都道府県計画」という。）における医療に要する費用の見込み（以下「医療費の見込み」という。）については、
 - ① 定期改訂や制度別区分などの精緻化を図りつつ、
 - ② 各制度における保険料率設定の医療費見通しや財政運営の見通しとの整合性の法制的担保を行い、
 - ③ 医療費の見込みを医療費が著しく上回る場合の対応の在り方など都道府県の役割や責務の明確化を行う。
- また、医療費の見込みについて、
 - ④ 取組指標を踏まえた医療費を目標として代替可能であることを明確化するとともに、
 - ⑤ 適正な医療を地域に広げるために適切な課題把握と取組指標の設定や、取組指標を踏まえた医療費の目標設定を行っている先進的な都道府県の優良事例についての横展開を図る。
- ⑥ 都道府県計画において「医療の効率的な提供の推進」に係る目標及び「病床の機能の分化及び連携の推進」を必須事項とするとともに、⑦ 都道府県国保運営方針においても「医療費適正化の取組に関する事項」を必須事項とすることにより、医療費適正化を推進する。
- ⑧ あわせて保険者協議会を必置とするとともに、都道府県計画への関与を強化し、国による運営支援を行う。
- ⑨ 審査支払機関の業務運営の基本理念や目的等へ医療費適正化を明記する。
- これらの医療費適正化計画の在り方の見直し等について、2024年度から始まる第4期医療費適正化計画期間に対応する都道府県計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。
- 国保財政を健全化する観点から、法定外繰入等の早期解消を促すとともに、普通調整交付金の配分の在り方について、引き続き地方団体等と議論を継続する。
- 中長期的課題として、都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深める